辞典に見る日・中の国柄(3)

夏 剛 ⁱ

本論文は日本と中国の権威有る国語辞書の語釈・用例等に対する分析を通じて、両国の社会・歴史・思考様式・行動様式等の共通点と相違点を比較する。第1・2部分は『立命館国際研究』第28巻第3・4号(2016年2月・3月)に掲載されており、第3部分は「帝国」「天皇」「近代」「現代」を例に、明治の儒教・仏教並立の時代精神を指摘し、日本の辞書の史観の多様性と個性の豊かさ、表現の曖昧さに注目し、「百家争鳴」「造反有理」等の項目から日本の辞書に多々有る中国語の影響と毛沢東時代の投影を見付け出す。

キーワード:国民性、中国、日本、辞書、言語、社会、歴史、毛沢東時代

儒・仏拮抗、王・威並行の明治精神と 「老大国」中国の烙印の交錯

『日本国語大辞典』の【法治国】の最初の用例と為 る評論随想集『一年有半』の1文は、「其法治国と為 し、軍国と為すと同時に、経済国と為すの眼孔無か りし也」と言う。刊行の年に他界した著者は渡仏 (1871~74) 後に仏学塾を開き民権論を唱え、自由 党の創設(1890)に参画し党機関紙『自由新聞』の 主筆を務めた思想家である。作家・啓蒙思想家ルソ ーの『社会契約論』(1762)と同じ仏蘭西の報道人・ 思想家ベロンの『美学』(1878) を翻訳した(仏学塾 1882年刊『民約訳解』,文部省編輯 局1883~84年刊 『維氏美学』[上・下]) 等, 中江兆民は同時代の西欧 の新しい思想・学説への傾倒が見られるが、「経済 国と為すの眼孔無かりし也」の漢文調から中国語の 強い影響も窺える。この「の」は『日本国語大辞典』 の当該項目(■(格助)/■(終助))の語誌(2)の紹 介の通り、「中世中頃、漢文訓読の場から、『あかむ かざるの記』と書くような用法が成立する。連体形 は連体格表示機能を有するから、その下にさらに連 体格助詞"の"を用いることは本来あり得ないが、 漢文の字面を離れても置字のあることがわかるよう にとの配慮から、朱子新注学を奉ずる人々が従来不 読の置字であった助字"之"を読んだところから生 じたもの|(出処=小林芳規「『花を見るの記』の言 い方の成立考 | 「『文学論叢 - 一四』]) である。件の 『欺かざるの記』(詩人・小説家国木田独歩の日記、 1893~97) は、正に『一年有半』刊行の年に前編の 一部を「独語」の題で文芸誌『明星』に発表した (前編と後編は死後の1908, 09年に佐入良書房, 隆 文館より出版)ので、日本語は有り得ない用法も許 容する程の中国語の烙印を持った儘20世紀に入った 訳である。余計な連体格助詞「の」が後に使われな くなったのも脱中国語の動きに算えられるが、『広 辞苑』の「【の】(助詞)」にこの用法が無く『日本国 語大辞典 でも 語誌 の説明に正まるのも、「国語正 常化」(「国交正常化」を張った造語)の結果と見做 して可かろう。他方、上記解説中の『あかむかざる の記』の一部の漢字(原題中の「欺」)回避は、用例 中の「為す」「也」の昨今の仮名表示の一般化よりも

i 立命館大学国際関係学部教授

度を超す「和化」の様に思える。

2点目の用例「国語のため 第二 (1903) 〈上田万 年〉内地雑居に於ける語学問題"法治国としての我 日本帝国は〈略〉大和民族が幾千年来構成して来り し"」も、中国語と同じ「幾千年来」や「我日本帝 国」を「法治国」と称した処に明治の時代精神を感 じさせるが、国語辞書に雑居している言葉の交錯で 浮上した「帝国=法治国」や「軍国・法治国」の並 列を掘り下げたい。前者の背景として「大日本帝国 憲法」の制定(1889年2月11日公布,翌年11月29日 実施) 等が思い当り、日本は近代立憲主義に基づく 初の憲法に由って確かに法治の建前を取る国家と成 った。日清戦争で激突した大日本帝国と大清帝国 (又「大清国」) の共通の「帝国」は、『広辞苑』では 「① (empire) 皇帝の統治する国家。②大日本帝国 の略」と定義され、『日本国語大辞典』の「■ (名) (*プ Keizerdom 英 empire の訳語) 皇帝の統治する 国家。■ "だいにっぽんていこく (大日本帝国) の 略"」も実質的には同じである。①の用例(3点)は 「訳鍵 (1810) "Keizerdom 王民. 帝国. 王威" | で始 まり、②の2点の初出は「開院式の勅語-明治二三 年(1890) --月二九日 "我か帝国の光烈と、我か 臣民の忠良にして、勇進なる気性をして"」であ る。 語誌 に拠ると、『訳鍵』に次いで『英和対訳袖 珍辞書』(1862) に見られ英語 empire の訳語として 成立するが、後に国家主義の台頭と共に●の意で用 いられる様に成り、明治20年代以降は「帝国」を会 社名等に冠するものが多く現れた。元より和製語義 なので自国の美称「大日本」に付き全称の略と為る のも自然な成り行きと言えるが、この語義は輸出先 の中国で今や幾重にも複雑な意味が持たれている。

『漢語大詞典』の【帝国】の②「猶京都」(首都に同じ)は古語(出典=「<u>宋</u>周邦彦《看花回》詞二」)であるが、①「由帝王控制,実行君主制的国家」(帝王が統御し,君主制を採用する国)は,唯一の用例「<u>譚作民</u>《丁未黄海舟中感賦》」は日本語の初出より97年も遅い。続く「後特指実行君主制而擁有殖民地或無君主而恣意向外拡張的国家。如:羅馬帝国;英

帝国;第三帝国」(後に、特に君主制を採用し且つ 殖民地を擁する国家、或いは君主が居ないが恣意に 対外的に拡張する国家を指す。羅馬帝国、英帝国、 第3帝国の類)は、来歴が示されていないが第3帝 国の出現に由って出来た後者の語義は中 国 製であ る。『現代漢語詞典』の語釈は「国一般指版図很大 或有殖民地的君主国家, 如羅馬帝国, 英帝国。没有 帝王而向外拡張的国家, 有時也称為帝国, 如希特勒 統治下的徳国叫第三帝国」(图一般的に、版図が相 当大きく或いは殖民地を有する君主国家を指す。例 えば羅馬帝国・英帝国。帝王が居ないが対外的に拡 張する国家も、帝国と呼ばれる時が有る。例えばヒ トラー統治下の独逸は第3帝国と言う)である。羅 馬帝国の例は『日本国語大辞典』の■の2番目の用 例「文明論之概略(1875)〈福沢諭吉〉四・八"羅馬 の帝国滅亡したりと雖ども"」と通じるが、君主国 家でも版図が小さい又は殖民地を有しないなら対象 外とするのは老大国の中国らしい。『現代漢語詞典』 に無い「第三帝国」は『広辞苑』では項が設けられ ている(=「[das Dritte Reich "] ナチス統治下の ドイツ [二九三三] の称。中世・近世の神聖ローマ帝 国を第一帝国 [-九六二], 普仏戦争後に統一したドイ ツ帝国を第二帝国[-九七一]とし、それに続く帝国 の意」)が、皇帝の有無に関らず拡張志向の国家を 「帝国」と称す敷延は日本語では変則の部類に入る。

和蘭語 Keizerdom の当初の訳語群に有った「王威」は一見「帝国」と乖離する様であるが、「王・威」の字・義は『現代漢語詞典』の上記概念規定の建詞に成り得る。和製漢語「王威」は『広辞苑』で「王の威光。王者の威厳」と説明され、『日本国語大辞典』の項(語釈=「《名》帝王の威光、威厳。御稜威[みいつ]」)では、「大鏡(12C前)二・時平」~「平家(13C前)五・朝敵揃」等 3 点の用例が付く。【王安石】【王維】の間の【王位・皇位】【王威】は前者(同=「帝王の位。帝位。皇位」)が中国語由来(典籍は「書経ー召詔"其惟王位、在」徳元」"」)で、『現代漢語詞典』でも「王位」(wángwèi)と「皇位」(huángwèi)が別々に立項されている(語釈は「图

君主的地位」と「国帝主的地位」[「的」=連体格助 詞「の |]. 用例は優に「継承~ |)。『日本国語大辞 典』の上記項目中の漢籍出典が無い「皇位」は、「こ う-い【皇位】」の項では「《名》天皇の位。帝位」 と説明され、「続日本紀-天平宝字八年(764)九月 二〇日・宣命」~「大日本帝国憲法(明治二二年) (1889) 二条」の用例3点が有る。【王位・皇位】の 用例(5点)も同一文献の別の文章が初出と為るが、 唯一2語併記の4点目「文明本節用集(室町中)"皇 位 ワウイ 又王位"」の後は、近代以降の使用頻度の 低下を思わせる「易林本節用集(1597) "王位 ワウ ヰ"」である。『広辞苑』の「こう‐いクワ゚【皇位】」は 「帝位」抜きの「天皇の地位」の1義しか無く、【皇 威】も本国専用の「天皇の威光。みいつ」の意であ る。『日本国語大辞典』の後者の語釈は「《名》天皇 の威光。皇帝の威勢。御稜威(みいつ)」と言い、他 国の皇帝にも適用しそうな感じが有るにも関らず和 製漢語扱いに成る。見過ごされた中国語の由来は 『漢語大詞典』の【皇威】❷「指皇帝的威力」(皇帝 の威力を指す)で、「漢陳琳《檄呉将校部局文》」等 3点の出典が有る。●「猶大惧。皇. 通"惶"」(大 きな恐懼に同じ。皇は「惶」に通じる)も『逸周 書・嘗麦』等2点が付く古語であるが、この語義に 続いて❷も辛亥革命(1911)に由る帝政崩壊と連動 して封建時代の遺物と化した。

『日本国語大辞典』の【皇威】の用例(3点)は、「古今著聞集(1254)ー・五"皇威も法威もめでたかりけるかな"」で始まり、「体源抄由来(1965)〈唐木順三〉ー"あの時代にはなほ皇統にかかはる名分があり、兵どもは皇威によって働いた"」まで有る。初出で「皇威」と並んだ和製漢語「法威」は「《名》仏語。仏法の威力。教法の勢威」で、上記と同一の文に次ぐ3点の用例は「日葡辞書(1603-04)"Foi(ホウイ)。ノリノイセイ〈訳〉教法の効力、つまり、威力"」で終る。江戸の暁に刊されたこの辞書の後の用例が出ないのは「皇高法低」の加速に合致するが、『広辞苑』の語釈「仏法の威力」に就く用例「太平記一二"一盛んにして、天帝力を得、魔障弱くし

て、修羅勢を失へり"」と、『日本国語大辞典』の後 ろから2番目の「太平記(14C後) 一二・大内裏造 営事"法威(ほふイ)を以て神の忿を宥申さるべし とて、法性坊の贈僧正を召被る"」と共に、中国で凡 そ想像が付かない様な仏教の古来の影響の大きさを 物語っている。『日本国語大辞典』の【法威】の語釈 中の「教法」の当該項目は、「《名》 \square (f) (古くは "きょうぼう") 仏語。仏の教え。また、特に、釈迦 [しゃか]の説いた教え。□ (ケウ) 教えを説く方法。 教え方。教育。また、学問や宗教などの教え」の両 義で、其々「大宝積経-六」「周礼-地官・郷大夫」 がと為る。□は「観智院本三宝絵(984)中」~「日 葡辞書(1603-04)」の 4 点, 「童子問(1707)中・ 七三」~「西洋事情(1866-70)〈福沢諭吉〉初・ 三」等4点の用例が有るが、『広辞苑』では「(古く はキョウボウ) 仏の教え。釈尊の説いた教え。宗門 の教義」の意しか無い。明治初頭まで使われた□が 消え700年余りも前に成立した戸が残る事は、儒教 に匹敵する仏教の浸透の結果と見れば日本語に於け る「礼教」の不在への理解に役立つ。

『日本国語大辞典』の【皇威】の最後の用例は昭 和40年から歴史を振り返る内容で、「あの時代には なほ皇統にかかはる名分があり、兵どもは皇威によ って働いた」と言う。「皇統」は同辞書で「《名》① 天皇の血統。天皇の血筋をひく人。皇系。大統。[2] 天皇が国を統治すること」と説明され、①は「後漢 書-鄧訓伝」の典籍と「続日本紀-天平神護元年 (763) 八月庚申」等 3 点の用例が有り、 ②は「太 平記(14C後)一八·先帝潜幸芳野事」等2点の用 例が有る。後者の2点目「日葡辞書(1603-04) "Quŏtō" (クヮウトウ)〈訳〉帝王がその国を平和に 公平に統治すること」は、2つの副詞に窺える王道 **志向は江戸の黎明期らしい**かも知れないが、漢語的 な「主語+述語」構造と為るこの語義は和製である にも関らず,「天皇の血統」の1義とする『広辞苑』 では生きていない。同辞書の【天皇】は「①皇帝・ 天子の敬称。②明治憲法では,大日本帝国の元首。 日本国憲法では、日本国および日本国民統合の象徴

とされ、国家的儀礼としての国事行為のみ行い、国 政に関する機能は持たない。男系の男子がこの地位 を継承する。古くは"すめらみこと""すめろき" "すべらぎ"などと呼んだ」の両義であるが、関連項 目の【天皇旗】【天皇機関説】【天皇賞】【天皇制】 【天皇誕生日】【天皇杯】【天皇陛下】,乃至【皇統譜】 等の中の「天皇」は全て日本の帝を指す専用名詞で ある。『日本国語大辞典』の【天皇】の「《名》("て んおう"の連声[れんじょう]) [1]一国を統治する天 子。国王、皇帝などに相当する呼称。すめらみこと。 みかど。②(近代日本における天皇)旧憲法では国 家の元首とされ、統治権を総攬(そうらん)し、絶 対的な地位を有し神聖不可侵とされた。新憲法では 日本国および日本国民統合の象徴とされ、国事に関 する行為だけを行ない、その地位は主権者である国 民の総意に基づくとされる。皇室典範の定めにより 皇統に属する男系の男子がこの地位を継承する」は、 漢籍の「旧唐書 - 高宗紀・下"皇帝, 称-天皇」"」 が付く前者には「令義解(718)儀制・天子条」~ 「日誌字解(1869)〈岩崎茂実〉」の用例 5 点. 「純和 色」の後者には「大日本帝国憲法(1889)四条」「日 本国憲法(1946) 一条」の文言が引かれている。[2] は両憲法の規定に跨る概念で「皇室典範」も旧・新 (1889, 1947) の両方が有るので、語釈の冒頭の「近 代」の限定より「近・現代」と併記した方が好かろ うとも思われるが、『現代漢語詞典』との比較でも 重要な両国の「近代」「現代」の範疇に目を向けたい。

「近代/現代」等の定義に現れる日本の両辞書の 曖昧さと史観の多様性

同辞書の【近代】の説明は、「《名》①現代に近い時代。ちかごろ。このごろ。現代。当世。②歴史の時代区分の一つ。広義には近世と同義に用いられるが、普通には古代、中世の後の狭義の近世につづく時期で、封建制社会の後の資本主義社会をさす。日本の場合、幕藩体制の崩壊した明治維新(一八六八年)から太平洋戦争の終結(一九四五年)までをい

うのが通説」である。 ①は「続日本紀 - 和銅元年 (708) 二月戊寅 | ~「MENSURA ZOILI (1917) 〈芥 川龍之介〉」の用例6点が有り、②は用例が無く 「補注」『幻影の盾』〈夏目漱石〉には"遠き世の物語 である。〈略〉今代の話しではない"の例がある」が 付いている。「現代に近い」としながら「現代」を対 義語ならぬ近義語に挙げたのは整合性に疑問が生じ るが、【現代】の語釈は「《名》①現在の世。今の世。 当世。 ②歴史の時代区分の一つ。 日本では第二次世 界大戦終結後の時代。広義には明治維新以後をさす こともある。東洋史では辛亥革命以後の時代。西洋 史では第一次世界大戦終結後の時代」である。用例 は①の「風俗画報 - 一六五号 (1898) 人事門」~ 「見知らぬ人(1936)〈真船豊〉一」の3点のみで、 ②は【近代】の対応する語義と同じく来歴が不明で 和製の根拠も提示されていない。一方. 【近代史】 は語釈の「《名》明治維新(一八六八年)以後の歴史。 ヨーロッパでは、普通、フランス革命(一七八九年) 以後の歴史をいう」と、「現代日用新語辞典(1920) 〈小林鶯里〉 | の用例とから成り、その書名に①の意 で登場した「現代」を含む【現代史】は、「《名》近 代より以後の人間が、自分たちと同時代のものだと 意識している歴史。現在では一般に第二次世界大戦 (一九三九~四五) 以後の歴史。世界史ではソビエ ト同盟の成立 (一九一七) 以後の歴史をさすことが ある」と解説され、用例は戦後初頭の「幸木 (1948) 〈半田良平〉昭和一八年」である。明治維新を起点 とする【近代】②の通説と重なる【現代】②の広義 には困惑を覚え, 東洋史, 西洋史と世界史の現代の 始まり (1911, 17, 18) の違いも**事象の複雑さ**を思 わせるが、国内外の類書と比べれば多様な見解の並 存を許容する思想の自由も感じられる。

『広辞苑』の【近代】の①は「今に近い時代。近ごろ」で、用例の「一秀歌」は『日本国語大辞典』の紹介の通り、「鎌倉前期の歌論書。一巻。藤原定家著。承元三年(一二〇九)成立。源実朝の問に答えた書簡体の書。和歌の歴史を述べた後、古い言葉、新しい感覚で寛平以後の歌にならうことを説き、秀

歌の例を引いたもの。自筆本が残され、定家の歌論 中. 最も信頼性が高い。| 用例に古典を随所使う『広 辞苑』の文化的な香りは国民的な人気に相応しいが、 「② (modern age) 歴史の時代区分の一つ。広義に は近世と同義で、一般には封建制社会のあとをうけ た資本主義社会についていう。日本史では明治維新 から太平洋戦争の終結までとするのが通説 | は、 「正統派国民辞書」の条件に挙げられる順当な記述 の手本と言えよう。→で参照を指示した【現代】は、 「①現在の時代。今の世。当世。②歴史の時代区分 の一つで, 特に近代と区別して使う語。日本史では 太平洋戦争の敗戦以後または保守合同の一九五五年 以降、世界史では一九世紀末の帝国主義成立期以後、 ロシア革命と第一次世界大戦終結以後、第二次大戦 後など、さまざまな区分が行われている」と言う。 「敗戦」の明記と「保守合同」(日本民主党・自由党 の合同に由る単一保守政党の自由民主党の成立)起 点説の提示は、世界史の諸説併記以上にこの項目及 び辞書の個性を示している。

『広辞苑』は正しく「55年体制」(保守・革新の2 大政党制)発足の年に産声を上げたが、上記の【現 代史】の用例中の昭和18年は『明解国語辞典』が大 戦の最中に出た年である。その「看板編者」金田一 京助を紹介する『日本国語大辞典』の項目は、【近代 史】【近代詩】【近代社会】【近代秀歌】【近代主義】 【近代人】等の項の下の行に在り、【金田一】(語釈= 「姓氏の一つ」)の内の唯一の子見出しとして出てい る。「言語学者, 国語学者。文博。盛岡市出身。東 京帝大言語学科卒。東大教授, 国学院大学教授を歴 任。昭和七年(一九三二)に『アイヌ叙事詩ユーカ ラの研究』によって学士院恩賜賞を受ける。学士院 会員, 国語審議会委員。昭和二九年文化勲章受章。 アイヌ語研究の第一人者。著『アイヌの研究』『国 語音韻論』など。明治一五~昭和四六年(一八八二 ~一九七一)」という記述には、虚飾の「辞書編纂」 は当然ながら言及されていない。『広辞苑』の「言 語学者。盛岡生れ。東大・国学院教授。アイヌ語・ アイヌ文学の研究を開拓。石川啄木と親交があった。 著『ユーカラの研究』『国語音韻論』など。文化勲章。 (二九七二)」は、年号を併記しない点が岩波書店の 「進歩的文化人の発信地」の名声に似合い、同郷の 歌人との交友関係を特筆した処も同辞書の**文学的な 趣向**を現している。

『日本国語大辞典』の【近代性】【近代精神】【近代 戦】【金田一】等の項の下の行に、【近代的】【近代都 市】【近代の恋愛観】等に次いで【近代文学】が有る。 「近代」関連の22語の中で最も長いこの項の■は、 「《名》近代の文学。西洋ではルネサンス以後、特に フランス革命以後の, 実証主義的, 自我主義的傾向 などの近代的精神に裏付けられた文学をいう。また. 浪漫主義以後の文学をさす場合もある。日本では, 普通. 明治維新 (一八六八年) 以後の文学をいうが. 特に西洋文学から学んだ新しい文学方法を提唱し. 自覚された自我と社会との問題を描いた坪内道遥 や森鷗外、二葉亭四迷以後の文学をいう場合もある。 また、人間や社会の現実をありのままに描こうとし た自然主義文学以後をさす場合もある」と説明さ れ、「新興文学の意義(1908)(片上天弦)三|「実朝 (1943)〈小林秀雄〉」の用例が付いている。明治維 新以後の日本文学とする通説は【近代】【近代史】の 線引きと合致するが、より限定的な次の説は坪内 逍遥の文学論『小説神髄』・長篇小説『-読三歎 当 世書生気質』で始まる。彼の小説家・劇作家・評論 家・英文学者のこの2作が世に問うた1885年(後者 は翌年に完結)は、明治の功臣・政界重鎮伊藤博文 を首相とする日本初の内閣が誕生し、思想家・教育 家福澤諭吉の「脱亜論」(『時事新報』 3 月16日の無 署名社説)が発表された年である。二葉亭は坪内の 勧めに由る『小説総論』(1886) に次いで長篇小説 『浮雲』(1887~89) を発表し、彼と同じ小説家・翻 訳家の森は1889,90年に訳詩集『於母影』、短篇小説 「舞姫」を刊行したので、「森、二葉亭」は出世順に 従わず坪内→二葉亭の繋がりをも考慮しなかった様 である。逍遥・鷗外の「没理想論争」(1891~92) を 思えば対立の両者を並べるのも面白いが、「小説改 良」志向に駆られた80年代後半の新風は文学の本格

的な近代化と見て能かろう。

付記された最後の説の中の自然主義文学は『日本 国語大辞典』の【自然主義】 ④で、「文学で、人間の 生態や社会生活を直視して分析し、 ありのままの現 実を直視し、醜悪なものを避けず理想化を行わない で描写することを本旨とする思潮。自然科学の隆盛 に刺激されて、一九世紀末にフランスのゾラを中心 として起こり、モーパッサン、ゴンクール兄弟、ド ーデらにうけつがれた。わが国には明治後期に伝わ り、自己の内面的心理や動物的側面をありのままに 告白したり、また、平凡な人生をあるがままに描写 したりする行き方をとるに至った。代表的作家は田 山花袋, 島崎藤村, 岩野沟鳴, 徳田秋声, 正宗白鳥 など」と詳解されている。小説家花袋の評論「露骨 なる描写」(1904) を理論の先駆とするこの流派は、 作家・詩人藤村の長篇『破戒』(1906) を皮切りに明 治末期までの数年間に高揚を見せたが、用例の「平 凡(1907)〈二葉亭四迷〉二」「東京日日新聞-明治 四〇年(1907)一〇月一五日」は、【近代文学】 ■の 初出より1年早いので時間的な倒錯を感じさせる。 【近代文学】の〓は「文芸雑誌。昭和二一年(一九四 六)一月創刊。同三九年八月まで通巻一八五冊。創 刊時の同人は、本多秋五・平野謙・埴谷雄高・佐々 木基一・山室静・小田切秀雄ら七人。戦前のマルク ス主義文学運動への反省と批判にもとづき、文学に おける功利主義の排除、人間性と文学の自律性の尊 重、転向問題、文学者の戦争責任問題などの問題を 提起し、戦後の民主主義文学運動に多大な影響を与 えた」と言うが、時代・内容倶に「現代」が相応し いのに「近代」の名であり続けたのは概念への疑念 を呼ぶ。【近代文学】の3通りは【現代】の2説併記 よりも許容範囲が広いが、【現代文学】の「《名》国 文学史上、近世文学(江戸文学)に対して、明治維 新以後の文学の称。また、明治以後の文学を明治大 正文学とそれ以後の文学に分かち、特に大正末期以 後昭和初期の文学をいう称。さらに第二次世界大戦 後の文学を称することもある」は、又もや3説を併 記し主と為る方が【近代文学】の通念と重なる。唯

一の用例の出所「ネオヒューマニズムの問題と文学 (1933)〈三木清〉一」も、「現代」の常識的な解釈で ある戦後の方には対応していない。

文芸雑誌『近代文学』に関する『広辞苑』の紹介 では、創設者は「荒正人・平野謙・埴谷雄高ら七 人」と為っており、 荒正人だけを落した『日本国語 大辞典』の違いを浮彫にする。別項の【近代文学】 は「ヨーロッパではルネサンス以後の文学、とりわ けフランス革命以後(バルザック・トルストイな ど)、中国では二〇世紀初めの文学革命以後(魯迅 など), 日本では明治維新以後の文学」と単純に言 い切るが、「現代文学」は立項されず「近代文学」と の同一視を示唆している。「近代史」の項が無く 【現代史】が「現代の歴史」の語釈のみであるのも、 内部の不整合及び類書との不一致を顕著に現してい るが、一連の異同の共存は熟語の「百花斉放、百家 争鳴」を思い起させる。同辞書の【百花斉放】は 「(種々の花が一斉に咲きそろう意) 中国共産党のス ローガン。科学・文化・芸術活動が自由・活発に行 われること | →で参照を指示した【百家争鳴】は 「多くの学者が自由に自説を発表し論争すること。 一九五六年に中国政府が"百花斉放ひゃっか"と併せ て提唱したが、その結果、共産党批判が起こったた め、反右派闘争に転じた」と解説されている。『日 本国語大辞典』では前者の語釈は「(名)多くの花 がいつせいに咲くこと。さまざまな学問・芸術が盛 んにならび行なわれること。→百家争鳴」で、「マ クナマス氏行状記(1957)〈吉田健一〉"そういう所 の中だけは百花斉放, 百家争鳴, 中共どころの騒ぎ ではなかった"」等2点の用例が有る。後者の 「《名》多くの学者・文化人が、自説を自由に発表し 論争すること。革命後の中国で,一九五六年,中国 共産党に対する批判を広く党外に呼びかけ、のちの 反右派闘争のきっかけとなった運動のスローガン」 は、政府を提唱者とした『広辞苑』の説明より史実 (党から呼び掛け)に合う。用例の「*現代史の課題 (1956)〈亀井勝一郎〉革命の動きをめぐって"中国 で'教条主義'と言ふとすぐ借用し、'百家争鳴'と

言ふとそれを用ゐる"*現代における自我(1959) 三 "中国での百家争鳴をはじめとする社会主義国間の共通の新しい動き"」には、前出事項と関連する「現代史」「現代」及び『近代文学』の創設成員が出ているが、中国で言い出された年に日本で直ぐ借用された事は政治的な共鳴等の要素を超えて、国交断絶の中でも中共政権に目を配る日本の外来新語吸収の即時性を感じさせる。2番目の1959年の時点では「百家争鳴」は既に言論規制に由って新しい動きではなくなったが、中国の官・民の国語辞書では今もこの1対の熟語は大きく取り上げられている。

【百家争鳴】【造反有理】【文闘】が映す 日本の辞書への毛沢東時代の投影

『現代漢語詞典』の【百花斉放】は、●「各種鮮花 一斉開放, 形容繁栄的景象」(種々の花が一斉に咲 くこと。繁栄の有様を形容する). ②「比喩不同形 式和風格的各種芸術作品自由発展」(異なる形式・ 風格の種々の芸術作品の自由な発展を喩える)の両 義で、其々「祖国建設生機勃勃、~」(祖国の建設は 生気が漲り、百花斉放の感が有る)、「提倡文芸創作 ~ | (文芸の創作の百花斉放を提唱する)という用 例が付いている。【百家争鳴】は❶「春秋戦国時代, 社会処於大変革時期, 産生了各種思想流派, 如儒, 法, 道, 墨等, 他們著書立説, 互相論戦, 形成了学 術上的繁栄景象和論争風気,後世称為百家争鳴」 (春秋・戦国時代に、社会は大変革の時期に在り、 儒家・法家・道家・墨家等種々の思想流派が生れた。 彼等は書を著し自説を公にし、 論戦を交し、 学術上 の活況と論争の気風を形成した。後世でこれを百家 争鳴と称する)で始まるが、『漢語大詞典』で「清兪 樾《春在堂随筆》巻三」等の3点の出所が示された この意は、日本の両辞書では古層への深耕が足りな い所為か語釈・典拠に余り反映されていない。『漢 語大詞典』の【百花斉放】も『日本国語大辞典』の 原義・転義合併、漢籍欠落に対して、 ① 「謂千百種 花同時開放, 争奇闘艷。後借喻事物繁茂紛呈」[百

も千もの夥しい種類の花が一斉に咲き、妍を競い合うことを謂う。後に転じて、物事が複雑で入り乱れている様を喩える])が単独で設けられ、「清無名氏《〈帝城花様〉自序》」等3点の出処が挙げられている。②は「比喩芸術上不同形式和風格自由地発展。参見"百花斉放、百家争鳴"」(芸術に於いて異なる形式と風格が自由に発展することを喩える。「百花斉放、百家争鳴」を見よ)で、参照が指示された項(横組の直ぐ下)は「比喩芸術上不同的形式和風格的自由発展、科学上不同学派的自由論争。是中国共産党1956年提出的文芸方針」(芸術分野の異なる形式と風格の自由な発展、科学分野の異なる学派の自由な論争を喩える。中国共産党が1956年に提起した文芸の方針である)と説明され、「毛沢東《関於正確処理人民内部矛盾的問題》八」が唯一の用例と為る。

『現代漢語詞典』の【百家争鳴】❷「見28頁〖百花 斉放, 百家争鳴』」(28頁の『百花斉放, 百家争鳴》 を見よ)は、同じ見開きの左側の前頁の番号まで記 した処が現代中国の辞書らしい流儀である。日本の 駅内の道案内標識の高い密度は多くの外国人には親 切過ぎる過保護の様に映るが、日本の辞書にも無い この細かい配慮は元々中国で欠けている律儀さの所 産ではなく、識字率が100年前の日本にも及ばない 国情に対応する補助と捉えて差し支えない。その 【百花斉放、百家争鳴】の項の解説は、「1956年中国 共產党提出的促進芸術発展, 科学進歩和社会主義文 化繁栄的方針。提倡在党的領導下, 芸術上不同的形 式和風格可以自由発展, 科学上不同的学派可以自由 争論」(1956年に中国共産党が提起した、芸術の発 展、科学の進歩と社会主義文化の繁栄を促進する方 針。党の指導の下で、芸術分野の異なる形式と風格 は自由に発展でき、科学分野の異なる学派は自由に **論争できる、という旨の提言)である。【百花斉放】** 【百家争鳴】とは別に項を立てたのは**党の方針を尊** ぶ官製辞書の特別扱いで、当の方針も党の指導下を 自由許容の前提とし分野を芸術・科学に限定してい る。党の意思に合わない思想・言論に対する不寛容 は翌年の「反右派闘争」で鮮明と成ったが、『日本 国語大辞典』では【百家争鳴】の語釈中のこの固有 名詞は立項されておらず、未習単語を使いながら意 味を示さない教科書の様な割り切れなさを残してい る。対して『広辞苑』には【反右派闘争】の項が有 り,「中国で,一九五七年,民主諸党派や文化・教育 界などを中心に起こった体制批判を、ブルショア右 派思想として追及し、多くの知識人たちを追放した 闘争。七八年"右派分子"の大部分が名誉回復、行 き過ぎの誤りが認められた」と紹介されている。 552 973人の「右派分子」の略全員(運動を正当化す る為96人が改正されず)²⁰⁾ の名誉回復は、実際に は78. 79年の党中央通達に従って79~80年に行われ たのであるが、細かい出入りは東も角毛沢東の本格 的な独裁の起点に光を当てた事で意義が有る。中型 辞書にも入ったこの項の未収を「超弩級」辞書の不 備と断じるのは酷かも知れないが、中共政権関連の 他項目の記述にも看過できない誤りが色々見られる。

日本の国語辞書に現れる毛沢東時代の投影や彷徨 **う毛沢東の亡霊**として、「文革」中「革命造反派」の 合言葉と為る「造反有理|及び「造反|を先ず挙げ たい。『広辞苑』の語釈は其々「(毛沢東の言) 体制 や権力に逆らうのには、それなりの道理がある、と いうこと」、「(中国で謀反ななの意。文化大革命以降, 日本でも一般化した語)体制・権威にたてつき、反 逆すること」である。『日本国語大辞典』では4字 熟語の方は、「《名》反逆には道理がある、という意 味。一九三九年毛沢東が演説で初めて用いたことば。 文化大革命でのスローガン」と説明され、構成要素 を為す2字は「《名》 ① (中国で, 謀反 [むほん] の 意) 民衆の、やむにやまれぬ反逆の意。文化大革命 (一九六六~六九) 以後多用された。 ②転じて、一 般的に反抗、反逆すること」の両義で、後者に用例 の「夢の浮橋(1970)〈倉橋由美子〉雲の峰"おやじ の酔態を造反的な目つきでみている"」が付くが、 非の打ち処が無い『広辞苑』の解説に対して偏頗や 誤謬が目に余る。民衆を主体とし抑圧への反抗を強 調する①の解釈は毛の「造反」観を鵜呑みにした感 が有り、『現代漢語詞典』の【造反】の「動発動叛

乱;採取反抗行動」(動叛乱を起す。反抗の行動を 取る)と比べて中立性が欠ける。『漢語大詞典』の 項(語釈は上記に同じ, 但し「;」は「,」)で示さ れた「《前漢書平話》巻上」「明沈徳符《野獲編・叛 賊・妖人趙古元》」等の出典(3点)も無い為, ①は 古代漢語には無く②と同じ和製であるという錯覚を 与えかねない。1960年代末の大学紛争で急進派学生 組織はこれを東京大学の正門に毛の肖像画と共に掲 げた²¹⁾が、紅衛兵気取りの彼等が当局に鎮圧され た翌年の上記用例の矮小化は象徴的な意味を持つ。 警視庁機動隊が学生に由る安田講堂の占拠を強行解 除した「東大落城」(1969.1.18~19) の年は、中国 では毛沢東・林彪体制を再確認する中共第9回党大 会(4.1~24) 開催の節目に当るが、この政治行事は 「文革」前期と中期(~次回党大会「1973.8.24~ 28」)との区切りに過ぎない。

同じ『日本国語大辞典』の【文化大革命】は冒頭 で、「一九六六~七六年、中華人民共和国で、毛沢東 自身の主導の下に紅衛兵を動員し、既成価値のすべ てを変革することを目的として行なわれた全国的な 革命運動」としたので、【造反】の中の「文化大革命 (一九六六~六九)」は明らかに致命的な誤記である。 『広辞苑』の同項目は「一九六六年に始まる中国の 政治・思想・文化闘争。毛沢東・林彪ようでらを主導 者とし、大衆を直接組織することによって、党・行 政機関の実権を劉少奇らから奪った。その極左的傾 向が弊害を生み、毛沢東の死後、江青らいわゆる四 人組が責任者として逮捕され、七七年終了が宣言さ れた。文革」と纏めており、第11回党大会(77.8.12 ~18) での宣言は一層69年終結説の史実との乖離を 際立たせる。『日本国語大辞典』の解説は続いて. 「中国共産党中央委総会の『プロレタリア文化大革 命に関する決定』に基づいて進められ、実権派であ る劉少奇に代表される党、政府機関及び学界を修正 主義路線と決めつけてこれを打倒した。文闘は武闘 に発展して一般人にも多くの死者を出し、その後の 中国社会に深刻な傷を残した。六九年革命の勝利が 宣言されたが、七六年毛沢東の死を機に江青ら"四

人組"が逮捕され、終息した。八○年代以降、この 革命を"重大な誤り"として全面否定。正式名はプ ロレタリア文化大革命。文革」と言う。政治運動・ 闘争を「革命運動」「革命」と表した処も文革派寄り の感じがするし、その時代の「文闘・武闘」の原語 引用も対象と左程距離を取っていない様な印象を受 ける。『広辞苑』にも有る「武闘」(=「武力でたた かうこと。"一派"」)は、『日本国語大辞典』では 「《名》武力や腕力をもって相手とあらそい戦うこと。 "武闘路線"」と説明・例示されている。【文闘】は 「《名》武力や腕力などの実力を使わないで、文章や 口頭で相手と争い闘うこと」は、【武闘】の「あらそ い戦う」の表記との非整合が性質の違いを思わせて 味が深いが、『広辞苑』では「たたかう」と書く【武 闘】の項が有る反面「文闘」は無い。挙例の「武闘 派」が自民党の政治家に輩出して来た実情を思えば 必然性も有ろうが、中国でも死語化したこの言葉を 拾った事は「文革」に引き摺られた側面も感じる。

倶に【文化大革命】の語釈に出た「四人組」は 『広辞苑』では立項されている(=「中国で、一九六 六~七六年の文化大革命の時期に権力を振るった江 青・王洪文・張春橋・姚文元の称。七六年毛沢東の 死後逮捕され、裁判で死刑・無期懲役などの判決を 受ける」)が、『日本国語大辞典』では重要視されて いない為か「反右派闘争」と同じく漏れている。代 りに有る【江青】の「中華人民共和国の政治家。山 東省出身。もと藍蘋の芸名で上海の演劇界に活躍し た女優。一九三九年毛沢東と結婚。江青と改名し、 魯迅芸術学院の教授となる。六六年文化大革命で権 勢を振るったが、毛の死後、四人組の一人として逮 捕され死刑判決を受けた。獄中で自殺。(一九一三 ~九一)」は、毛と結婚した時期(1938.11.20)も生 年(1914)も自殺の場所(病気治療の為の仮出所中 の住まい)も間違っている(『人民日報』91年6月5 日の死亡記事に「在北京她的居住地自殺身亡」[北 京に在る彼女の居住地で自殺し死亡した〕と明記し てある) し、教師を務めた魯迅芸術学院(延安、38 年設立)には教授の職名は存在しないので誤解を招

き易い(同辞書の【教授】は「(名) [1] [-する] 学 問や技芸などを継続的、組織的に教え授けること。 また、その人。②大学や高等専門学校、旧制高等学 校などの教員の職階の最高位。また、その人」の両 義で、「史記-仲尼弟子伝」を典拠とした①の「その 人」には当て嵌れるが、『広辞苑』の「①学術・技芸 などを教えること。養護・訓練とならぶ教育上の基 本的な活動・作用」には担当者の意が無く,「②大 学・高等専門学校などの高等教育機関で、専門の学 術・技芸を研究し教える人。その官名または職名。 "医学部一"」は上記②に当る)。次の項は皮肉にも 【考正】(語釈=「《名》誤りをしらべ正すこと。考 訂」) であり、唯一付された漢籍出典(和文用例無 し)の「孔子家語-本姓解 "論-百家之遺記-, 考-正其義_"」は、上の行に項が有る「孔聖」(語釈= 「《名》孔子を敬っていう語」)所縁の言である。同 じ山東省出身の孔子の教えに沿う考正の1環として 『広辞苑』の同項目と照合した処、毛沢東時代関連 の立項・解説が『日本国語大辞典』に勝る印象は変 らないものの、目を疑う様な単純過誤(中国流では 「低級錯誤」)に出会して行う。

その「(Jiang Qing) 中国の政治家。本名, 李進。 山東諸城の人。一九三〇年代上海の新劇界で活躍。 三九年毛沢東と結婚。文化大革命で台頭。七六年, 毛沢東の死後逮捕され、無期懲役で服役中、自殺。 二九一四」は、原語の発音表記や生地の県(2級行政 区) 名の明記は丁寧で末路に関する1文は絶妙と言 える。「林彪・江青反革命集団」に対する最高人民法 院(最高裁)特別法廷の裁判(1980.11.20~81.1. 25) で下された判決は、単なる「死刑」とは決定的 に違う「死刑、緩期両年執行」(死刑、執行猶予2 年)である。この中共政権下の独特の量刑は『現代 漢語詞典』の【死緩】の項で、「图判処死刑同時宣 告緩期二年執行的略語。到期後、根拠罪犯在死緩期 的悔改表現, 決定執行死刑或減刑」(图死刑判決と 共に執行猶予2年付きを言い渡すことの略語。期限 満了後、執行猶予期間中の犯人の悔悟・改心の現れ に基づいて、死刑を執行するか減刑するかを決め る)と解説されている。江青は「4人組」の「軍師」 理論家張春橋と共に1983年に無期懲役に減刑された ので、8年後の絶命を無期懲役服役中の自殺とした 言い回しは『日本国語大辞典』の語弊を回避してい る。日本では死刑判決確定の日から6ヵ月以内に法 務大臣が執行を命令しなければ成らず、又当該命令 から5日以内に執行しなければ成らない、と現行の 新「刑事訴訟法」(1948年制定、翌年実施) 475条2 項、476条で規定されているにも拘らず、法務大臣 が宗教的な信条や個人的な心情に由って決済の署名 を拒む事も有って、1960年以来その通りに執行され た例が無く大量の未決死刑囚の長期に亘る延命が常 態化して来た。『日本国語大辞典』の【近代国家】の 定義には「原則として法治主義をと」ると有るが、 法の番人が法を遵守しない恣意な不作為は前近代的 な「人治」と呼ぶべきであろうか。【法治】の直ぐ 前の【放置】(語釈=「《名》施すべき処置をしない でそのままにしておくこと。また、おきっぱなしに しておくこと。放擲」、用例 = 「舎密開宗 [1837 -47] 内・一六・二七二 | 等 3 点) は. 法治国家の建 前を蔑ろにする権力者の法的な義務に反した放擲へ の諷刺にも成って来る。法治整備でも途上国の域を 出ていない中国では逆に然様の事は考え難く、猶予 付きの無い極刑が確定した後は何年も死刑囚を生か して行く例が無いが、制度・経緯を知らない日本人 は『日本国語大辞典』の上記文言から、減刑後の江 青は日中戦争と同じ8年間に亘って死刑囚の儘でい たと勘違いするかも知れない。『広辞苑』ではこの 点や生年等を正しく把握しており自殺の場所に触れ る蛇足も添えなかったが、39年毛・江結婚説で同じ った。 瑕疵を残し別名の李進を本名とした誤認は致命傷に 近い。

注

- 20) 「揭秘五位終生不予改正的中央級"右派"」,鳳凰網、2012年4月12日。
- 21) 佐々淳行『東大落城 安田講堂攻防七十二時 間』, 文藝春秋, 1993年, 147頁。

附記

本論文の第1・2部分は、『立命館国際関係』28巻 3・4号(2016年2・3月)に掲載されている。第3 部分も同年に執筆したので、文中の『広辞苑』は冒頭 で断った様に当時の現行版を指す。最新の第7版 (2018) では江青の毛沢東と結婚した時期は「三八年」 と是正され、「一九三〇年代上海新劇界で活躍」は 「一九三○年代に女優として上海で活躍」と改められ. 映画出演の実績も反映されるに至ったが、加筆の「芸 名,藍蘋ミシ」の前の「本名,李進」は旧態依然である。 『岩波現代中国事典』(天児慧・石原亨一・朱建栄・辻 康吾・菱田雅晴・村田雄二郎編、岩波書店、1999) の 【江青】の項(執筆=高橋祐三)では、「38年に毛沢東 と結婚」と正確に記してある。中国の公式報道や事典 等の書籍に対する調査・参照の不十分はともかく、同 じ出版社の現代中国専門の事典が参考・照合に生かさ れていないのは不思議である。尤も当該分野で権威度 が高い同事典の説明中,「1915~91.5.14」の生年も 「本名李進、字は雲鶴」も誤りである。『広辞苑』の改 版は約10年後に予定され、『日本国語大辞典』新版も 大体同じ時期に生れようが、情報閉鎖の中国でも江青 失脚(1976)後から周知の事実と為って来たので、本 名や最後の結婚の時期の正しい記載が半世紀も出来損 なっている状況は、現代中国に対する日本各界の理解 不足を物語っている。

『広辞苑』最新版の類似の改訂には、蒋介石夫人宋 美齢の生年を1901年から1897年に改め、歴史家・北京 大学副学長翦伯賛(1898~1968)の「文革で批判され 窮死」の「窮死」を「自殺」に変えたのも有る。中国 の定説に統一した記述は宋の記録的な享年105 (2003 年逝去)と、「文革」に由る迫害死の中で有名な翦夫妻 の自殺を認識させて有益である。翻って、 『岩波現代中 国事典』の【宋美齢】(執筆=土田哲夫)の出生時期は 「1901. 3.14」と為っており、【翦伯賛】(執筆=並木頼 寿) の「"文革"では、その史料重視の"歴史主義"、 持論であった"譲歩政策論"(農民戦争後に成立する 新王朝が農民への譲歩政策をとることで歴史が進歩し てきたとする) などが激しく攻撃され、さらに抗日戦 争中に蒋介石に協力したなどの過去が追及され、夫人 と共に窮死」も、折角の詳述の中の「窮死」(『広辞苑』 の語釈=「窮迫して死ぬこと。生活難や病苦などで死 ぬこと) は瑕疵である。

National Character of Japan and China as Depicted in Dictionaries (III)

KA Go i

Abstract: In this paper the author compares similarities and differences between Chinese and Japanese society, history, ways of thinking and manners of behaviour based on analyzing words in authoritative dictionaries of Chinese and Japanese language. Two previous papers by the author have been published in *Ritsumeikan Kokusai Kenkyu*, vol. 28, no. 3 and no. 4, 2016. Investigations of words such as "empire", "emperor of Japan", "modern times" and "recent times" show the co-existence of Confucianism and Buddhism as an ethos during the Meiji reformation of Japan. In Japanese dictionaries the explanations of these words reflect diversity and individuals of historical views as well as ambiguities of expression. Further investigation of political terms like "contention of a hundred schools of thought" and "right to rebel against reactionaries" reveals a lot of modern Chinese vocabulary and the influence of the Mao Zedong era in Japanese dictionaries.

Keywords: national character, China, Japan, dictionary, language, society, history, Mao Zedong era

i Professor, College of International Relations, Ritsumeikan University